

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

1 総則

(1) 目的

いじめは、時代によってその態様を変化させながら、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、場合によっては、その生命または身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものである。最近においても、幾度となく子どもの生命にかかわる大きな教育問題、社会問題となる事案が発生し、その度に国や地方自治体において、様々な取組が行われてきた。

いじめは古くて新しい、そして今日的な問題であり、その防止等の取組は将来にわたって確実に推進していく必要がある京都市（以下：本市）および京都市立椋原中学校（以下：本校）の重要な課題である。有識者や教育関係者から、いじめの問題の背景には、マスメディア等における他人の弱みを嘲笑したり、あたかも暴力を肯定したりするような行為、悪質な他者への差別行為を許容する社会風潮があるとの指摘もなされている。即ち、いじめの問題への対応は、これからも全社会的観点から検討し対処していくべき重要な市民的課題である。

本市および本校においても、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るとの危機意識に立ち、全国に先駆けて全ての市立学校にいじめ対策委員会を設置し、教職員がいじめに関する課題や情報を共有することで、いじめを許さない学校づくりを進めてきた。また、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という教育理念の下、児童・生徒の豊かな感性・情操、他人を思いやる心、正義感、人権を尊重する態度を育む教育活動を展開するとともに、児童・生徒自身が主体的にいじめについて考え、いじめを無くす行動力の育成に努めてきたところである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条（学校いじめ防止基本方針）に基づき、本校のいじめ防止の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止の対策は、すべての生徒にとって安全であり安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、互いの個性やちがいを尊重し、いじめをしない生徒の育成を旨として行う。

いじめはそれを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解させねばならない。いじめを行った者には、指導を徹底する視点から、その問題の重大性について理解させる同時に、いじめを行った背景に何があるのかを見立て、様々な視点から支援を行うことが必要である。

加えて、いじめの防止の対策は、いじめを受けた生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ防止等に関わる学校の組織

いじめ対策委員会（緊急時を含む）

[構成]

生徒指導部長・補導主任・各学年主任・補導係・養護施設部長・スクールカウンセラー
学校長・教頭・主幹教諭

（※緊急に対応する場合は、この限りではない。）

[開催時期]

月1回、企画委員会の冒頭に行う（※緊急に対応する場合もある）。

[役割]

- ・いじめ事案が発覚した場合、直ちに学校長が「いじめ対策委員会」を召集する。
- ・いじめに関する情報については、生徒指導部長が取りまとめる。（見立て・指導支援・評価の一体化）
- ・未然防止対策、早期発見対策を検討し推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、組織的な対応を検討し推進する。

[生徒・保護者への周知方法]

始業式において、生徒にいじめ対策委員のメンバーを紹介し、保護者には学校だよりで広報する。

不登校対策委員会

[構成]

生徒指導部長・補導主任・各学年主任・補導係・養護施設部長・スクールカウンセラー
養護教諭・学校長・教頭・主幹教諭

（※緊急に対応する場合は、この限りではない。また小学校配置のSSWも参加要請する）

[開催時期]

月1回、企画委員会の冒頭に行う（※緊急に対応する場合もある）。

[役割]

- ・不登校生徒への取組の把握と課題を明らかにする。
- ・現在の課題を明らかにした上で、今後の取組を検討し、組織的な取組を推進する。
（見立て・指導支援・評価の一体化）

生徒指導委員会

[構成]

生徒指導部長・学年主任・生徒会チーフ・補導主任・教務主任・学校長・教頭・主幹教諭

[開催時期]

月1回行う。

- [内 容]・各学年の状況を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・問題行動に対する未然防止、早期発見を検討し推進する。
 - ・問題行動を起こした生徒への見立て、指導支援、評価を検討し実践する。(見立て・指導支援・評価の一体化)
 - ・補導係会で挙げた事案について確認、共有を行う。問題解決まで被害、加害双方に対し指導、支援を行う態勢を検討する。

補導係会

[構 成]

補導主任・補導係・生徒指導部長・養護施設部長・S C・養護教諭・学校長・教頭

[開催時期]

週1回

[内 容]

- ・各学年の生徒の問題行動状況について情報交換を行い、問題解決に向けた方策の検証を行い、生徒指導委員会と協力して今後の生徒指導に生かす。
- ・問題行動に対する未然防止、早期発見対策を検討し推進する。
- ・問題行動を起こした生徒への支援、指導を検討し実践する。(見立て・指導支援・評価の一体化)
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導、支援を行う。

小中連携部会

[構 成]

檜原中学校生徒指導部長・松陽小学校生徒指導主任・檜原小学校児童理解チーフ・学校長
教頭・主幹教諭

[開催時期]

必要に応じて

[内 容]

- ・3校で行動月間目標(檜原・松陽共通目標)を設定し、学年の発達段階を意識した行動を促す。
- ・ポスターや学校だより、学年だより等で児童生徒に加え、地域、保護者にいじめに関する情報を発信し、地域とともにいじめの問題に取り組む。
- ・「私の地域の学校はこんなことしている。」と自慢できる檜原小・松陽小・檜原中学校を目指し、自慢できることで子どもの自己有用感が上がり、自己有用感・高揚により、いじめ不登校の減少が図れるという仮説の下、取り組む。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめ防止

学習環境の整備

- ・学校全体が整理され、生徒が安全、安心に通える学校とする。
- ・各学級が学習に向かいやすく、かつ、安心して過ごせる学級運営を目指す。
- ・生徒一人一人のよさを教職員も仲間も積極的に評価できよう努める。

授業改善

- ・「主体的・対話的で深い学び」を目指し、グループ学習を授業に取入れ、生徒が自ら学ぶ姿勢や他者との協働の中でコミュニケーションスキルや表現力、判断力を養う授業を行う。
- ・生徒指導の4つの視点(自己存在感の感受/共感的な人間関係の育成/自己決定の場の提供/安全・安心な風土の醸成)を踏まえた授業づくりに努める。
- ・すべての生徒に学習基盤の定着を図るために日常的に学習規律の確立に努め、生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・原則、月1回の校内授業研究日、授業参観日、支部授業研修会などを通じ生徒がわかる授業づくりの研修に努める。
- ・京都市独自の「教育課程指導計画(京都市スタンダード)」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。

道徳教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらも、いじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、年間に2回、生徒の発達段階に応じた教材を用いた指導を行う。

人権教育の推進

- ・子どもや保護者、地域の実態を把握し、次の4つの視点から人権教育を推進する。

①人権としての教育

教育を受けること自体が重要な人権であるという認識に立ち、生徒が「生きる力」を培う豊かな教育を保障する。

②人権を通しての教育

学校教育全体を通して、他者への尊厳を持ち、人権の大切さを日常的に感じられる学習環境づくりに努める。

③人権についての教育

生徒が人権についての認識を深め、人権を守る意欲や態度を育み行動できる力を培う。

④人権のための教育

学校教育全体を通して、すべての人々の人権が尊重される社会の実現に向け、その社会を担う生徒の育成を目指す。

生徒が主体的に行う活動の充実

- ・生徒の主体的な活動を重視し、互いを認め合い、一人一人が責任を果たす中で（承認欲求と社会的欲求を満たすこと）、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。
- ・京都市中学校生徒会宣言を、様々な機会を捉えて、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。
- ・ボランティア活動等の地域に貢献する活動の充実・発展を図る。

生徒同士のなかまづくり

- ・各学級の学級委員長や各種委員が有意義に活動できる、生徒会活動を進める。
- ・学級で生徒のコミュニケーションが円滑に進むよう、男女市松模様を基本とする。
- ・部活動を通して、学年を越えた交流を図る。
- ・教職員も生徒も「仲間のいいところを積極的に認め、その良さを積極的にことばで表現するとともに、同時にそれらを自分のあり方や生き方に活かす。
- ・教育活動のすべてにおいて振り返りをする際には、生徒一人一人が楽しかったことに加え、自分が成長したところ、自分が変わったところについて振り返りができるようにする。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ・日常の生徒観察や教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換など、あらゆる機会を捉えて生徒の些細な変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達、共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的、積極的に活用していく。（報告連絡相談とその共有と確認の徹底）
- ・クラスマネジメント、いじめアンケートを年2回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと、教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメント等、生徒を多面的に観察、理解できるツールを活用して、構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長、改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年、学校として協議し適宜適量な支援、指導を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

基本的な考え方

- ・ いじめを受けた生徒を「絶対守る」「必ず解決する」という姿勢で指導に臨む。
- ・ いじめの通報、相談があった場合、いじめを受けた生徒から話を聞き取る。
- ・ いじめを受けた生徒の話聞き、了承を得た上で、いじめを行った生徒から事実確認を行う。
- ・ いじめを行った生徒からは、具体的にいじめがあった日時、場所、いじめの様態、期間、いじめを行うに至った経過や心情を聞き取る。
- ・ いじめを見ていた生徒から、その時の状況を確認する。
- ・ 確認できた事実を元に、いじめを受けた生徒を「絶対守りきる」という姿勢で、指導を行う。

インターネットを通じて行われるいじめ防止及び対応

- ・ 校則の遵守を指導し、通信機器の校内への持込の禁止を学校、保護者が連携してすすめる。
- ・ 京都市教育委員会、京都府警本部と連携し「非行防止教室」及び「ケータイ教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発、指導に努める。
- ・ 生徒と教職員との積極的なコミュニケーションを通して、個人情報漏洩や他人へ誹謗中傷の書き込みについて実態把握を行い、問題発生時には適切な指導を行う。
- ・ 日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・ 教科指導（社会科、技術・家庭科等）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・ P T A活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じ保護者や地域への啓発活動を行う。

「いじめの解消」の定義を踏まえた見守りおよび再発防止に向けた取組

- ・ いじめを受けた生徒に対する学級、学年での見守り体制を組む。
- ・ いじめを受けた生徒から定期的に聞き取りを行う。
- ・ いじめを受けた生徒の保護者と連携を密に行う。
- ・ 上記3点と並行して、ちがいをちがいとして認められる力の育成を図る。

いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

いじめ 予防・防止の 取組	<ul style="list-style-type: none"> ●「学校いじめ防止基本方針」の策定 → 4月に全教職員周知、ホームページ等で周知 ●校内指導体制の確立 → 「いじめ対策委員会」「不登校対策委員会」「生徒指導委員会」「補導係会」の位置付け ●授業改善 → 全教科で対話型授業、学習環境・学習規律の整備、道徳・人権教育の充実 ●主体的に行う生徒会活動の充実 → 自己指導力や主体的に活動する力を育成 ●「いじめに関するアンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」の実施 ●「非行防止教室」「ケータイ教室」の実施 ●家庭・地域・関係機関との連携強化 ●学級、授業、委員会活動、部活動等、日々の学校生活の中での観察
---------------------	--



- ①いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める
 - ②いじめの情報を教職員、生徒、保護者、地域、これまでのアンケートなどから「いじめ対策委員会」に集める
- ↓ 事実確認を行う。

～事実確認の指導手順～

- ①以下の三者について、個別に、複数教職員で状況を聞き取る
 - ・いじめを受けた生徒
 - ・いじめを行った生徒
 - ・周りにいた人
- ②①の内容を時系列で確認、整理し、記録する。

⇒ 「いじめ対策委員会」で、情報共有を行い、指導、支援体制を検討

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定
【認識の共有・一元化、見立て・指導支援・評価の一体化】

<p>生徒への指導支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けた生徒を「絶対守りきる」。 ・いじめを行った生徒は、自らの行動を振帰らせその非を自覚させ、再発防止の指導支援を行う。 ・生徒に対し、いじめを見逃ごさない、見逃さない指導をし、学校として再発防止の指導を行う。 	<p>保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任をはじめ、つながりのある教職員を中心に、関係生徒の家庭訪問を行い、今後の指導支援方針を説明し、必要な連携を求める。
<p>学校、教職員の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見逃しのない、手遅れのない指導支援を徹底し、SCや関係機関との連携を図る。 ・いじめを受けた生徒、保護者の人権と意向を十分尊重しながら、原則として、関係生徒、保護者が集まり、謝罪する場をもつ。 ・必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所等）との連携する。 	
<p>いじめが解消するまでの継続的な指導・支援とその評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ①いじめに関わる行為が少なくとも3か月間止んでいること ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと 	

教育委員会への報告・連携

(4) 教職員の資質能力向上の取組

月	取組内容
4	「学校いじめ防止基本方針」を全教職員で確認し、いじめに対する認識、指導の流れを学校全体で統一を図る。
5	教育相談期間を通して、カウンセリングマインドの技術の向上を図る。また、生徒との関わり方を見直す。
8	1学期間の「いじめ事案」の検証を行う。 「学校いじめ防止基本方針」の確認を行う。
1 1	教育相談期間を通して、カウンセリングマインドの技術の向上を図る。また、生徒との関わり方を見直す。
1 2	2学期間の「いじめ事案」の検証を行う。
3	3学期間の「いじめ事案」の検証を行う。 「学校いじめ防止基本方針」の確認を行う。

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者、地域に広く周知し、共に子育てを進める意識付けを行う。
- ・機会を捉え、いじめ防止対策推進法の趣旨を保護者、地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解と協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭、地域での声かけを生み出していけるようにする。
- ・関係期間（警察・児童相談所・西京はぐくみ室等）と情報交換を行い、連携を密に行う。

5 重大事態への対処

- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画（予定）

・いじめの防止等の取組を下表の計画に基づき実施する。ただし、年度途中で計画の見直しや、実施時期の変更を行う場合もある。

月	対策会議や教職員の資質向上に向けての取組概要	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者・地域・関係機関との連携
4	<p>○いじめ対策委員会① 「学校いじめ防止基本方針」確認</p> <p>○不登校対策委員会① 不登校生徒の確認と組織的な取組の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・新入生を迎える会（生徒会本部からの喚起） ・学級目標決め ・GWを前にしたアンケート 	<p>前年度の生徒情報の引き継ぎ、共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3者懇談で情報共有 ・「学校いじめ防止基本方針」をHPにアップする。
5	<p>●職員会議 「学校いじめ防止基本方針」の共有、「学校適応感尺度」および「記名式いじめアンケート」の実施・検証について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会 ・修学旅行 ・チャレンジ体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 	
6	<p>○不登校対策委員会② 不登校生徒の確認と組織的な取組の確認</p> <p>「記名式いじめアンケート」確認 生徒、学年の情報共有</p> <p>●職員会議 夏季休業中の生活</p> <p>○不登校対策委員会③ 不登校生徒の確認と組織的な取組の確認</p> <p>○いじめ対策委員会② 「記名式いじめアンケート」検証 生徒、学年の情報共有</p> <p>○いじめ対策委員会③ 「学校適応感尺度」実施と確認（生徒、学年の情報共有）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校適応感尺度、記名式いじめアンケートの実施 6月17日～21日 ・非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校適応感尺度、記名式いじめアンケートを担当、係で検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 総会

	○いじめ対策委員会④ 「学校適応感尺度」検証			
7	●研修会・「記名式いじめアンケート」「クラスマネジメント」の検証 ○不登校対策委員会④ 不登校生徒の確認と組織的な取組の確認	・全校集会 ・第1回学校評価アンケートの実施（生徒・保護者・教職員）	・学校適応感尺度、記名式いじめアンケートを全校で共有	・三者懇談会
8	○いじめ対策委員会⑤ 「学校いじめ防止基本方針」見直し 生徒、学年の情報共有 ○不登校対策委員会⑤ 不登校生徒の確認と組織的な取組の確認 ●職員会議 1学期間のいじめ事案の共有	・生徒会議 ・全校集会	・夏休み明けの生徒情報共有	・地域パトロール
9	○いじめ対策委員会⑥ 生徒、学年の情報共有 ○不登校対策委員会⑥ 不登校生徒の確認と組織的な取組の確認 ●職員会議 「学校適応感尺度の実施確認」	・学校祭の取り組み		・第1回学校評価アンケートの公表
10	生徒、学年の情報共有 ○不登校対策委員会⑦ 不登校生徒の確認と組織的な取組の確認 ○いじめ対策委員会⑦ ○教育相談事前アンケート ●職員会議 「学校適応感尺度」、「記名式いじめアンケート」実施の確認	・合唱コンクール ・体育大会 ・教育相談	・教育相談	・3年進路保護者会
11	○「記名式いじめアンケート」の実施検証 生徒、学年の情報共有	・生徒会本部選挙 ・学校適応感尺度、	・学校適応感尺	

11	<p>○不登校対策委員会⑧ 不登校生徒の確認と組織的な取組の確認</p> <p>●職員会議 「学校適応感尺度」「記名式いじめアンケート」の実施・検証 冬季休業中の生活</p> <p>○いじめ対策委員会⑧ 「学校適応感尺度」、「記名式いじめアンケート」を踏まえた取組の検証、生徒、学年の情報共有</p>	<p>記名式いじめアンケートの実施（下旬）</p>	<p>度、記名式いじめアンケートを担当、係で検証</p>	
12	<p>○いじめ対策委員会⑨ 生徒、学年の情報共有</p> <p>○不登校対策委員会⑨ 不登校生徒の確認と組織的な取組の確認</p>	<p>・全校集会 ・第2回学校評価アンケートの実施（生徒・保護者・教職員）</p>	<p>・記名式いじめアンケートを全校で共有 ・学校適応感尺度の検証</p>	<p>・三者懇談会</p>
1	<p>○いじめ対策委員会⑩ 生徒、学年の情報共有</p> <p>○不登校対策委員会⑩ 不登校生徒の確認と組織的な取組の確認</p> <p>●職員会議 2学期間のいじめ事案の共有</p>	<p>・全校集会</p>	<p>・冬休み明けの生徒情報共有</p>	
2	<p>○いじめ対策委員会⑪ 「学校いじめ防止基本方針」見直し 生徒、学年の情報共有</p> <p>○不登校対策委員会⑪ 不登校生徒の確認と組織的な取組の確認</p> <p>●職員会議 2学期間のいじめ事案の共有 学校いじめ防止プログラムの見直し案の提案</p>			<p>・第2回学校評価アンケートの公表 ・PTA 決算総会</p>
3	<p>○いじめ対策委員会⑫ 1年間の検証 生徒、学年の情報共有</p>	<p>・3年生を送る会 ・卒業式 ・修了式</p>		

○不登校対策委員会⑫ 不登校生徒の確認と組織的な取組の確認			
----------------------------------	--	--	--

※いじめ・不登校・問題行動等の情報を共有し、未然防止の取り組みや指導等について検討するため「補導係会」（毎週月曜日）と「生徒指導委員会」（毎月第1月曜日）については上表から省略する。

※「クラスマネジメント」については、各委員会において必要と認めた場合は、速やかに実施する。